

厚生労働省発子 0310 第 7 号
令和 3 年 3 月 10 日

都 道 府 県 知 事
指 定 都 市 市 長
中 核 市 市 長
児童相談所設置市市長
各 殿

厚生労働事務次官
(公 印 省 略)

「児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金について」
の一部改正について

標記の国庫負担金の交付については、平成 11 年 4 月 30 日厚生省発児第 86 号厚生事務次官通知「児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金について」により行われているところであるが、今般、その一部が別紙新旧対照表のとおり改正され、令和 2 年 4 月 1 日から適用することとされたので通知する。